

国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について（案）

1. 次期通常国会に提出する法案に盛り込むべき事項

（法人農地取得事業に係る農地法の特例に係る所要の措置）

- ・ 国家戦略特別区域法第18条で規定される「法人農地取得事業」については、「ニーズと問題点調査」の結果を踏まえ、対象となる法人や地域に係る現行の要件や区域計画の認定に係る関係行政機関の長による同意の仕組みを維持した上で、地方公共団体の発意による構造改革特別区域法に基づく事業に移行するものとし、次期通常国会に関係法案の提出を行う。その際、同条に基づき現に法人農地取得事業を行う特別区域における事業の遂行に支障をきたすことのないよう所要の措置を講じるものとする。

（補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例の創設）

- ・ 国家戦略特区の区域計画に定められた事業のために補助金等交付財産の目的外使用等を行う際の承認手続に係る特例措置の創設について、これに関連する必要な規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の通常国会への提出を図る。

（先端的区域データ活用事業活動の促進のための所要の措置）

- ・ 国家戦略特区内におけるドローンの自律飛行やロボットの自動走行等の先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するための所要の措置について検討する。

※国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に関する措置

- ・ 薬機法施行規則の一部改正（2022年3月）により、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業と同等の措置が全国的に講じられたことを踏まえ、当該事業に係る薬機法の特例を削除するための国家戦略特区法改正案の早期の通常国会への提出を図る。

2. 更なる規制改革事項

(i) スーパーシティ・デジタル田園健康特区に関連する規制改革事項

(障害者・高齢者等をはじめとした包摂的な移動支援のための搭乗型移動支援ロボットの歩道通行の特例)

- ① スーパーシティ型国家戦略特区において、移動用小型車、遠隔操作型小型車及び身体障害者用の車について、公道実証実験を通じて歩行者等の安全が確保できることが確認された道路環境や通行方法において、個別の許可なく、保安要員なしで最高速度 10km/h での走行を可能とすることができるかどうかを検証するため、センサー等の技術を活用した保安要員に代わる安全対策の効果を検証するための公道実証実験を、つくば市の具体的な提案を踏まえ、2023 年度早期に行うことについて検討し、結論を得る。
- ② スーパーシティ型国家戦略特区において、身体障害者用の車等の車体の大きさの基準について、高さの最大値を超える機種 of 走行安定性及び歩行者等の安全確保に関する公道実証実験を、つくば市の具体的な提案を踏まえ、速やかに実施するとともに、当該公道実証実験を通じて走行安定性及び歩行者等の安全が確保できることが確認された機種に係る高さの最大値を緩和するための所要の措置を、当該公道実証実験を通じた走行安定性等の確認が行われてから半年以内を目途に講ずる。

(マイナンバーの利用範囲等の拡大)

- ・特区提案に関するヒアリング結果も踏まえ、マイナンバーについて、番号法第9条第2項に基づく条例を制定することで、社会保障、税、災害対策の3分野に限らず自治体の事務のためにマイナンバーの利用を可能とする方向で、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施する。併せて、新たな制度の施行までの間も、自治体の事務におけるマイナンバーの利用や情報連携の積極的な活用を検討する自治体を支援するため、デジタルPMOを通じた助言・相談対応の充実を図る。

※デジタルPMO：番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール

(公職選挙におけるインターネット投票や障害者等が投票しやすい環境整備)

- ・公職選挙におけるインターネット投票について、各党各会派の議論に資するよう、2022年度中に内閣府における調査事業の検証結果を取りまとめるとともに、その成果を踏まえ、2023年度速やかに、技術上、運用上の具体的な課題の解決に向けた検討を行う。
- ・あわせて、移動が困難な障害者等が投票しやすい環境を整備するため、つくば市の提案を踏まえた実証実験を行い、MaaS等の移動支援やデジタルの一層の活用も含めた取組について検討し、2023年度早期に結論を得る。

(外国医師による先端国際医療の提供)

- ・国家戦略特区においては、外国人一般を対象とした外国医師の診察業務に係る二国間協定の締結国の追加について、自治体からの提案を受けて、相手国との交渉の結果、二国間協定の締結が決まった際には、相手国と調整の上、英語による医師国家試験を実施するための必要な措置を、2022年度中を目途に講ずる。

(空飛ぶクルマの社会実装)

- ・2025年の大阪・関西万博での空飛ぶクルマの商用運航開始に向けて、2022年度中に離着陸場の要件等について方向性を取りまとめるとともに、2023年度中に機体の安全性、操縦者、運航安全等に関する基準を整備する。

(ローカル5Gの共同利用等)

- ・ローカル5Gの導入・普及を推進するため、複数の利用者が一定のエリア内でローカル5Gの共同利用を行う場合、当該エリア内で新たに共同利用を希望する者にサービスを提供する等の条件の下で、共同利用者の自己土地と一の基地局を含む必要最小限のエリアを自己土地相当とみなす枠組み等を2023年度早期に設ける。同時に、他者土地利用を行う際の干渉調整や合意形成の円滑化に資するよう、現行制度においても地権者双方の合意があれば周波数帯域を分割することも可能である旨をガイドライン等で周知するとともに、他者土地への電波漏洩を軽減するための基地局の設定方法や共同利用に関する免許申請等についての相談対応・助言等の充実を図る。

(救急救命処置の先行的な実証)

- ・救急救命処置の範囲の拡大について、改正救急救命士法（2021年10月施行）の効果の検証を行った上、特区提案を含む新しい処置の要望・提案について安全性、必要性、難易度、必要となる教育体制等の視点から検討を続け、全国的な実施に当たって更なる検討を要すると救急救命処置検討委員会で判断された処置（カテゴリーⅡ）を対象として国家戦略特区で先行的な実証を開始することについては、病院前から医療機関内に至る救急医療を一体的に議論するため、救急医療を担う多職種が参画した新たな検討の場として設置された「救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会」での議論を踏まえ2022年度中に一定の結論を得て、速やかに必要な措置を講ずる。

(妊産婦の糖尿病治療等に係る保険適用の明確化等)

- ・妊産婦の糖尿病治療やケアの充実等に関する円滑な取組を促進するため、地域の医療機関等を通じて現場の疑義を収集・整理した上で、診療報酬算定の可否に係る解釈を明確化する通知を2023年度早期に発出するなど、必要な措置を速やかに講ずる。

(健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る解釈の明確化)

- ・健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について、保険者から委託を受けたPHR事業者は、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行う場合は、被保険者等記号・番号等の告知を求めることができることを明確化する通知を2022年度中を目途に発出する。

(情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い)

- ・情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて、2022年度中を目途に結論を得ることを目標として検討を行い、その検討結果を踏まえ、2023年度の可能な限り早い時期に必要な措置を講ずる。

(過疎地域等における貨客混載の実施に係るニーズの把握)

- ・貨客混載の実施については、現在、一般乗合旅客自動車運送事業者は全国において、また、一般乗用旅客自動車運送事業者等は一部の過疎地域において認められているところ、現行制度下ではカバーできない具体的なニーズ等について、全国的なアンケート調査等を踏まえ対応を検討し、2022年度中に結論を得て、2023年度に速やかに必要な措置を講ずる。

(万博会場の建設工事における夢洲への荷物の運送についての貨物自動車運送事業法上の取扱いの明確化)

- ・大阪市等より提案のあった大阪・関西万博会場の建設工事における夢洲への荷物の運送については、契約や運賃收受の形態を個別に聴取した結果、別途対価を収受せずに行われるものであり、貨物自動車運送事業にはあたらないことから、貨物自動車運送事業の許可は不要である旨、2022年度中に関係自治体に通知する。

※国家戦略特区ワーキンググループ（令和4年10月11日開催）等において議論

(ii) その他の規制改革事項

① 農地・土地

(土地利用の最適化を促進するための施策)

- ・我が国の国際的な拠点である成田空港の機能強化に向けて必要な物流施設の投資促進等のため、空港周辺の農用地区域内に施設を迅速に計画・整備しようとする事業者が農振除外・農地転用の見通しを高められるよう2022年度中に所要の措置を講ずる。

② 都市再生

(地方公共団体が設置する都市公園における占用の許可)

- ・地方公共団体が設置する都市公園において、都市公園法第7条第1項第6号に該当する事項のうち、一定の条件を満たすものについては、同法第6条第1項に規定する占用許可行為を指定管理者へ委任することを可能とすることについて、2022年度中を目途に関係者に通知する。

③ デジタル

(デジタルマネーによる賃金支払い（資金移動業者への支払い）の解禁)

- ・これまで現金での支払いや銀行口座への振込み等に限られていた賃金の支払いに関し、新たに資金移動業者の口座への賃金の支払いを可能とする省令について、2022年11月に公布、2023年4月に施行する。

④ 起業・スタートアップ等

(銀行口座の開設要件の明確化)

- ・海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、本邦に入国後6月以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方を満たしていない状態で、預金口座の開設を国内金融機関に対して申し出た際、当該在留資格の認定のため事業実施主体が発行した起業準備活動証明書の提示等の要件を満たす場合には、当該外国人に対して居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、2022年度中に所要の措置を講ずる。

(外国人創業活動における事業継続性判断の明確化)

- ・外国人による創業活動を支援するため、在留資格「経営・管理」を更新する場合の事業継続性の判断に当たっては、直近2期の決算状況だけでなく、より長期間の事業運営状況等を踏まえ柔軟に判断することについて、2022年度中に所要の措置を講ずる。

(LPSの事業内容の拡大)

- ・LPS（投資事業有限責任組合）の事業内容に、暗号資産（ガバナンストークン）の取得・保有を位置づけることについて、検討・整理し、早期に結論を得る。

⑤ 雇用

(民間企業等から地方公共団体への在籍出向及びその際の雇用保険上の取扱い)

- ・民間企業等との雇用関係を継続したまま地方公共団体へ出向することが可能であること、また、その場合、雇用保険の被保険者資格が継続され、算定基礎期間に算入されることを周知するため、2022年度中に所要の措置を講ずる。

⑥ 障害者

(障害者支援のための規制改革の推進)

- ・「障害者・高齢者等をはじめとした包摂的な移動支援のための搭乗型移動支援ロボットの歩道通行の特例」や「障害者等が投票しやすい環境整備」など、今回示された障害者支援を念頭に置いた規制の特例措置について着実に取組を進めるとともに、本年6月から8月にかけて実施した「地方創生のための制度改革・規制改革に関するアイデア募集」において多くの主体から寄せられた障害者関連の規制改革事項を踏まえ、実現可能な項目から早急な具体化のための措置を講じる。

3. 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

① 起業・スタートアップ等

(創業外国人材の事業所確保要件の緩和に関する全国展開)

- ・国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し入国後、初回の在留期間更新時に必要な事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例の全国展開に関して、2022年度中に検討を開始する。

② 保育

(小規模認可保育所における対象年齢の拡大の全国展開)

- ・原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみ保育等を行うことを可能とする特例措置の全国展開について、活用のニーズ等を踏まえつつ2022年度中に検討し、結論を得る。

③ 介護

(ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例の全国展開)

- ・ユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入し実証実験を行う場合に、共同生活室について、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないこととする特例措置の全国展開について、国家戦略特区自治体が2023年当初に取りまとめる実証結果を踏まえ、速やかに検討を開始する。

④ 教育

(公設民営学校の設置の一部全国展開)

- ・公立高等学校専攻科の運営の民間への開放（公設民営学校）の特例措置を工業分野以外の他の分野も含めて全国展開することの可能性について、文部科学省においてニーズ調査及びその結果を踏まえた検討を行い、速やかに結論を得る。

4. 新たに措置された規制改革事項

(エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）の全国展開)

- ・国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外する特例について、2022年3月に全国展開した。

(観光用照明と防災用アラートを兼ねる照明設備等の河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準における取扱いの明確化)

- ・平常時には観光用照明として、災害時には住民等の避難行動を促す防災用アラートとして活用できる照明設備等の河川敷地占用許可準則及び工作物設置許可基準における取扱いの明確化について、2022年3月に全国措置した。

(テレビ電話等を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例)

- ・薬局の薬剤師は、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話等を活用した服薬指導を行うことができる特例について、2022年3月に全国展開した。

(保険外併用療養の拡充)

- ・医療水準の高い国で承認されている医薬品等について、臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において国内未承認の医薬品等の保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を開始できる仕組みを構築する特例について、2022年4月に全国展開した。

(高年齢者等に対する重点的な就職支援)

- ・原則 55歳以上の高年齢者の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」を特例的に設置する取組について、2022年4月にその機能を全国展開した。

(万博に関する仮設工作物等の設置に係る特例)

- ・大阪・関西万博に関連して設置される仮設工作物について、当該仮設工作物が都市公園法第7条第1項各号に掲げる工作物等に該当し、都市公園法施行令の技術的基準に適合する場合であって、国家戦略特別区域会議において、当該仮設工作物による都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、当該計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、都市公園法第6条第1項又は第3項の規定に基づき、公園管理者が「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められる」ものとして取り扱う対象になりうる旨、2022年4月に関係自治体に通知した。
- ・大阪・関西万博に関連して建築される仮設建築物について、国家戦略特別区域会議において、公益上やむを得ないものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、当該計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法第85条第7項の規定に基づき、特定行政庁が「公益上やむを得ない」ものとして取り扱う対象になりうる旨、2022年4月に関係自治体に通知した。

(道の駅の設置者の民間拡大)

- ・道の駅の設置者は、市町村及び都道府県・第3セクター・公益法人の市町村に代わる公的団体としていたが、今般、市町村に代わる公的団体に、市町村との協定の締結等を行った民間事業者を加え、2022年5月に全国展開した。

(研究開発推進のための施設整備に関する特例)

- ・革新的な研究開発成果を実装した施設整備等のための国立大学法人の土地等の貸付に関する特例について、2022年8月に措置した。

(入国・在留に係る運用の明確化による医療ツーリズムの推進)

- ・来日する外国人の医療面での受入環境整備のため、早期治療が必要な場合の滞在期間の延長や再入国時の迅速なビザ発給等が認められる基準・手続の明確化について、2022年11月に全国措置した。

(ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和)

- ・一定の技術水準を満たすと確認された予測計算技術により予報業務を行う場合の気象予報士設置基準の緩和について、2022年12月に全国措置した。

(外国人創業活動支援に関する特例)

- 外国人起業活動促進事業（経済産業省事業）の期間内に起業に至らなかった外国人が国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める特例について、2022年12月に措置した。